

建築基準法第48条ただし書の規定による許可(用途許可) 申請要領

1. 申請書 建築基準法施行規則 第43号様式

2. 添付書類

必ず添付するもの

図書の種類	明示すべき事項	図面の様式
申請理由書	建築の理由、過去の建築の経緯（既存の建築物の増築、建替え等の場合）等	
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	第12号様式
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	第12号様式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ並びに外壁及び屋根の構造	第12号様式
建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の概要調書		第14号様式
事業内容説明書		第15号様式
敷地求積図	敷地面積の求積図及び計算表	
建物求積図	建築面積、床面積の求積図及び計算表	

場合により必要なもの

図書の種類	添付要件
付近住民調書 (第13号様式)	法第48条第16項第一号の規定に該当する許可の場合又は市長が特に必要がないと認めた場合は不要
環境影響評価資料	
設置機器の仕様資料	
適合証明の写し	都市計画法の許可を必要とする場合
その他	上記以外に、審査を行うにあたって必要な書類を求める場合

* 「第12号様式～第15号様式」は、浜松市建築基準法施行細則による

3. 提出部数 正本・副本 各一部

4. 申請手数料

法第48条第16項第一号（特例許可を受けた建築物の増築、改築、又は移転に係る許可の申請）	… 120,000円
法第48条第16項第二号（日常生活に必要な建築物の特例許可の申請 ※意見聴取会有）	… 140,000円
上記以外（※意見聴取会・建築審査会有）	… 180,000円

5. その他 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく標識設置の届出が必要な場合は、届出後20日経過しなければ、許可申請の受付はできませんのでご注意ください。